

議案第9号

関市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

関市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月20日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方青少年問題協議会法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

関市青少年問題協議会設置条例（昭和29年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき」を「第1条の規定に基づき」に改める。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験がある者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） その他市長が必要と認める者

2 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。

- （1） 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- （2） 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- （3） 委員としてふさわしくない非行があったとき。

第5条を第7条とし、第4条を削り、第3条の次に次の3条を加える。

（任期）

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第3条第2項の規定は、専門委員の解任について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。